

【報告】GPIF改革の施行(10月1日)に伴う政省令の改正等について①

○政令:年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令
公布日: 平成29年9月22日 施行日:平成29年10月1日

第5回社会保障審議会資金運用部会
平成29年9月25日

資料2-1

○省令:年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令を改正する省令
公布日: 平成29年9月28日 施行日:平成29年10月1日

	項目	改正事項等
(1)再就職に関する規制関係	①再就職のあっせん規制の対象となる子法人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主等の議決権の総数の100分の50を超える議決権を保有する法人 ・ 子法人を含めて、株主等の議決権の総数の100分の50を超える議決権を保有する法人
	②求職活動の規制対象となる利害関係金融事業者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPIFと契約(※年金積立金の管理運用に係る契約)を締結している金融事業者 ・ 契約※の申込みをしている金融事業者 ・ 契約※の申込みをしようとしていることが明らかである金融事業者
	③求職活動の規制の適用除外の範囲	<p><組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位に就いている職員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省課長補佐級以上の職員以外の職員 ※本省課長補佐は、GPIFでは課長代理に相当。 <p><業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合></p> <p>※下記に規定される場合のいずれかに該当し、かつ、業務の公正性を損ねるおそれがない場合として認められた場合(任命権者の承認が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁量の余地が少ないと認められる場合 ・ 職員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする再就職先に再就職する場合 ・ 親族からの要請に応じ、再就職する場合 ・ 一般公募に応じる場合 ・ 運用専門職員が、他人に委託して求職活動を行う場合

【報告】GPIF改革の施行(10月1日)に伴う政省令の改正等について②

	項目	改正事項等
(1)再就職に関する規制関係	④金融事業者再就職者による依頼等の規制対象	<p><対象となる法人の内部組織></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に存する理事長の直近下位の内部組織 <p><管理監督の地位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長相当職以上の職 <p><適用除外の範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス又は水道水の供給、日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約
	⑤金融事業者再就職者から禁止されている依頼等を受けた場合の理事長への届出	<ul style="list-style-type: none"> ・要求又は依頼を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①氏名、②生年月日、③職位、④依頼等をした再就職者の氏名、⑤再就職者がその地位に就いている金融事業者の名称及び当該金融事業者における当該再就職者の地位、⑥依頼等が行われた日時、⑦依頼等の内容
	⑥金融事業者の地位に就いた場合の理事長への届出の適用除外	<p>規定せず</p> <p>(「日々雇い入れられる者となった場合」以外は理事長への届出を行う。)</p>

【報告】GPIF改革の施行(10月1日)に伴う政省令の改正等について③

	項目	改正事項等
(2) 経営委員会 関係	①議決事項	<p><監査委員会の職務執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> I 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項 II I の職員の理事長及び理事からの独立性に関する事項 III 監査委員会の I の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 IV 役員(監査委員である委員を除く。)及び職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制 V 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 VI 監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 VII その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 <p><業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> I 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 II 理事長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 III 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 IV 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 V 職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制
	②開催頻度	・原則月1回

【報告】GPIF改革の施行(10月1日)に伴い政省令等において定める事項④

	項目	定める事項
(3)情報開示	①経営委員会の委員長が公表すべき会議の議事録その他の書類及び公表時期	<p><公表すべき書類> 議事録のほかに議事概要を規定。</p> <p><公表時期> 議事概要：会議終了後、速やかに作成し、経営委員会の了承を得て、公表 議事録：会議終了後、7年間経過後に公表</p>
	②積立金の運用実績の公表頻度	<p><具体的な内容> 保有する銘柄(債券については発行体)と時価総額 ※「その他厚生労働省令で定める事項」については、今後、必要が生じれば、追加して規定。</p> <p><時期> 年度ごと(1年に1回)</p> <p><方法> 業務概況書の公表と併せて、インターネットの利用等適切な方法により公表</p>
(4)その他	管理運用業務担当理事の代表権の範囲	・運用受託機関(資産管理機関を含む)との契約締結に関する事務
(5)運用関係	運用対象となるデリバティブ取引の範囲	・株価指数先物取引

(注) 下線及び取り消し線については、第4回資金運用部会(平成29年8月1日)からの変更点